

大阪府の最低賃金

9月30日から909円

「普通に」働いて生活していける賃金に！

これまでより 26円増

大阪府の最低賃金は、先月9月30日からこれまでより26円上がり、909円に上がりました。パート、アルバイト等を含む全ての労働者に適用されます。

もし、9月30日以降に時給909円未満だ」というところがあれば、最低賃金法違反となります。違反は最高50万円以下の罰金が科せられます。

それでも生活 していけない

今、労働者の3人に1人が非正規労働者となっています。年収が200

万円以下のワーキングプアは1130万人を超えています。大阪府の最低賃金は上がったものの、時給909円で週40時間働いても、年収は200万円にもなりません。

先進国では、時給1000円以上が当たり前になっているのに、日本だけが取り残されています。アメリカやドイツ、フランスでも中小企業への支援とともに最低賃金の大幅引き上げを行っています。

低賃金が生む 疲労・過労死

低賃金のために、長時間働かないと生活できない人が増えています。ダブルワーク・トリプルワー

クをしないと生活が成り立ちません。しかし、毎日の長時間労働は、肉体的にも精神的にも大変です。そのため、体を壊したり、過労死にまで陥るケースもあります。

労働は本来、生きていくためのものです。それなのに、過労死につながるような働き方をせざるを得ない状況になっています。



「子どもと親の貧困」は

こうした働き方や収入の問題は、そのまま「子どもと親の貧困」問題にもつ

ながります。働いても子どもを育てるのに十分な収入が得られない。シングルマザーの多くは、仕事を2つも3つも掛け持ちして、早朝も深夜も働いているのにギリギリの生活で、子どもと一緒に夕食を食べることも、宿題をみてあげることでもできない。この労働問題を置き去りにしたまま、貧困問題の解決はできません。

普通に働いて当たり前に暮らせる賃金が必要です。その実現のためにも、国の施策として最低賃金の引き上げが重要となります。



育児休業手当の支給期間が 改正されました

1歳を超えて、保育所に入所できないなどの【特別な事情】で育児休業等を必要とする場合、これまでの手当て支給は1歳6ヶ月まででしたが、**2歳までに拡充されます。**

適用となるのは、**施行日以降に2歳に達する子**です。施行日は2017年10月1日です。

特別な事情に当てはまる場合、育休延長を1ヶ月前に申請しなければなりません。現在育休中の方は現場にいないことに配慮し、情報の周知徹底をお願いします。



【特別な事情】

- 保育所における保育を申し込んでいるにもかかわらず、1歳6ヶ月に達する日後の期間について保育所に入所できない場合
- 子が1歳6ヶ月に達する日後の期間について、子の養育を行う予定であった配偶者が死亡、疾病、負傷、精神上の障害等によって子の養育が困難となった場合
- 離婚等によって配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなった場合
- 子が1歳6ヶ月に達する日から6週間以内に出産する予定、または産後8週間以内である場合